

地域づくり活動団体・グループのPR支援に関する要領

兵庫県西播磨県民局県民躍動室

1 目的

県は、西播磨総合庁舎内に登録を受けた地域づくり活動団体・グループ（以下、「団体等」という。）が県民にPRする専用コーナーを設置する等、団体等のPR活動を支援することにより、団体等の活性化ひいては地域の活性化を図る。

2 登録できる団体等

- (1) 西播磨地域を中心に活動していること。
- (2) 「まちづくり」「福祉」「地域安全」「食育・子育て支援」「文化芸術」「環境」「農山漁村活性化」等の地域づくり活動を行っていること。
- (3) 活動内容が政治、宗教又は営利目的等ではないこと。
- (4) 暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体等ではないこと。

3 団体等への支援の内容

- (1) 団体等は、以下のとおり西播磨総合庁舎内に設置する専用PRコーナーを利用することができる。
 - ア 県は、団体等ごとに登録申込書を綴じたファイルを作成・設置する（ファイルの充実整備は団体等が自主的に行う）。
 - イ 団体等は、展示棚を利用し、活動内容を紹介する写真や成果物等を展示することができる。
 - ウ 団体等は、パンフレットラックを利用し、イベントチラシ等を設置することができる。
 - エ 団体等は、掲示板を利用し、他の団体等への依頼事項、ポスター等を掲示することができる。
- (2) 団体等は、上記イ～エを行う場合は、県民躍動室へ申し出をしなければならない。
- (3) 県は、団体等の基本情報を西播磨県民局のホームページで紹介する。
- (4) 県は、団体等間の交流促進等、団体等の活動の充実に図るため、必要に応じ情報提供を行う。

4 登録の方法

- (1) 団体等は、所定の提出書類に必要事項を記載の上、西播磨県民局県民躍動室に提出する。
- (2) 代表者、連絡先その他の登録事項に変更が生じた場合又は団体等を解散した場合は、その旨を速やかに届け出なければならない。
- (3) 県は、団体等が上記2(3)(4)に該当しない等の場合、登録を抹消することがある。
- (4) 登録申込をする団体等は以下の書類を提出する。
 - ア 西播磨県民局 地域づくり活動団体・グループ登録申込書【様式第1号】
 - イ 誓約書【様式第2号】
 - ウ 団体の概要がわかる規約等

5 その他

- (1) 団体等は、登録後、積極的に専用PRコーナーを活用する。
- (2) 県は、団体等の展示物等が紛失又は破損した場合に、責任を負わない。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年8月5日から施行する。